

※ 本日、ご提出戴くもの ----- 学費等口座振替依頼書（受付に）
 家庭連絡票（受付に）
 児童ゴム印氏名原稿
 メール配信システム同意書

新1年生保護者説明会
 <趣旨> 新入学児童が、不安なく入学できるように諸準備について
 説明するとともに、本校の教育についてご理解をいただく。

会 次 第

司会：教務(清水)

- | | | |
|---|-----|-------|
| ○ 開会のことば | 清 水 | 総括教諭 |
| I. 学校長あいさつ | 宮 下 | 校 長 |
| II. 説明内容 | | |
| 1. 入学諸準備 | 清 水 | 総括教諭 |
| (1) 令和3年度入学児童「学用品」等の諸準備について | | |
| (2) 入学前までに、各家庭で努力していただきたいこと | | |
| (3) 持ち物などの記名について | | |
| 2. 入学式のご案内 | 清 水 | 総括教諭 |
| 3. 児童の健康管理について | 太 田 | 養護教諭 |
| (1) 基本的な生活習慣 | | |
| (2) 健康について | | |
| (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害給付制度について | | |
| (4) 出席停止について | | |
| 4. 給食について | 室 岡 | 栄養教諭 |
| (1) 学校給食のめあて | | |
| (2) 学校給食の内容 | | |
| (3) その他 | | |
| 5. 給食費、就学援助制度について | 藤 田 | 事務主幹 |
| 6. メール配信システムについて | 清 水 | 総括教諭 |
| 7. 1年生の登下校について | | |
| 8. 地震・風水害・Jアラートによる警報システム発令時・
児童・生徒を標的とする脅迫メールの対応について | | |
| III. 質 疑 | | |
| ○ 閉会のことば | 清 水 | 総括教諭 |
| PTAより | | |
| 1. 会長あいさつ | 谷 本 | 会 長 |
| 2. PTAの説明 | 山 口 | 副 会 長 |
| 3. 地区委員より | 小 林 | 地区委員長 |

{閉会后、登下校等の説明} -----

*第2理科室にて、防災頭巾(本体)の販売をいたします。

1. 入学諸準備

(1) 令和3年度入学児童「学用品等」の諸準備について

1) 全員が購入するもの

○学校で一括購入し、入学式当日に配付いたします。後日、集金いたします。
金額は、昨年度の平均的な値段です。

- | | |
|-------------------|-------|
| ① お便りノート（連絡帳・袋） | 360円 |
| ② 道具箱（入学式当日児童の机に） | 580円 |
| ③ 防災頭巾カバー | 1100円 |

2) 入学までに各家庭で用意しておくもの

（学校で販売や斡旋はいたしません。各家庭でご用意ください。但し、ご希望の方には、防災頭巾についてのみ、新1年生保護者説明会の会場で販売いたします。）

○金額は、昨年度の平均的な値段です。（現在使えるものは、そのまま使ってください。）

- | | |
|------------------------------|-------|
| ① ☆はさみ | 320円 |
| ② ☆のり | 100円 |
| ③ ☆クレパス・クレヨン（16～20色） | 600円 |
| ④ ☆色鉛筆・クーピー（12色） | 800円 |
| ⑤ ☆黒色の油性ペン（マイネーム・名前ペン・マッキー） | 100円 |
| ⑥ ☆セロテープ | 150円 |
| ⑦ ☆おりがみ（ジップロックのような袋に入れる） | 120円 |
| ⑧ 油粘土（ケース付き） | 610円 |
| ⑨ 粘土板 | 250円 |
| ⑩ 防災頭巾 | 2500円 |
| ⑪ 赤白帽 | 450円 |
| ⑫ 体育用短パン（紺 - 男女とも同じ） | 1600円 |
| ⑬ 体育用上着（白 - 男女とも同じ） | 1600円 |
| ⑭ 体操着袋 | |
| ⑮ 給食の白衣 | 1900円 |
| ⑯ 白衣入れの袋 | 450円 |
| ⑰ 給食袋2枚（歯ブラシ・コップ用とナフキン・マスク用） | |
| ⑱ 給食用ナフキン（2枚）・マスク（2枚予備用として） | |
| ⑲ 歯ブラシ・コップ | |
| ⑳ 上履き（白いバレシューズ）・上履き入れ袋 | |
| ㉑ 筆箱（箱型の物） | |
| ㉒ したじき（無地） | |

*鉛筆は、Bか2B。アニメのキャラクター等のデザインが入っていない物。

*消しゴムは、白の無臭。（香水等の香りのついた物は禁止）

☆印は、道具箱に入れておく物です。

3) 入学後希望をとるもの

○金額は、昨年度の平均的な値段です。

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 鍵盤ハーモニカ（河合楽器） | 4500円 |
| ② 絵の具セット | 3000円 |

4) 入学後一括購入するもの（後日、集金いたします。）

- | | |
|--------------|------|
| ① ノート類（4冊） | 580円 |
| ② 算数ブロック | 500円 |
| ③ 生活科たんけんバック | 690円 |
| ④ あさがおの栽培セット | 870円 |
| ⑤ みんなのうた | 390円 |

(2) 入学前までに、各家庭で努力していただきたいこと

1) 入学前の生活の様子について

お子さんの様子を見つめてみましょう（6歳児の発達の内容）
<下記の項目に、確認してみましょう>

	内 容	
1	着替えを自分でできますか。	
2	歯磨きや洗顔が自分でできますか。	
3	好き嫌いをしないで、食事ができますか。	
4	お箸を正しく持つことができますか。	
5	名前を呼ばれたら「はい」と返事ができますか。	
6	外で友だちと仲良く遊ぶことができますか。	
7	トイレに自分でいけますか。（和式・洋式）	
8	ささいなことで、すぐに泣いたりしませんか。	
9	人の話を聞いたり、「はい・いいえ」の意思表示ができますか。	
10	自分の名前・住所・電話番号が言えますか。	
11	整理整頓ができますか。	

- ① ふだんの自然な子どもの生活を見つめながら、観察をしてみてください。
- ② 不十分な項目は、家庭で協力し楽しみながら、知らぬ間に身につくような工夫をし、入学式前を目安にして取り組んでみてください。
- ③ お子さんについて何か不安なことがありましたら、担任に相談してください。

2) 入学前の学習について

- ① 自分の名前がはっきり言える。
- ② 自分の平仮名の名前が読める。

3) 安全指導について

親子で一緒に「通学路」を確認して、覚えておくようにする。
※ 「1年生の登下校について」のページを参照してください。

4) その他

入学の準備に際しては、お子さんの実態に応じて働きかけ、学校生活が楽しみであるようにご準備ください。

(3) 持ち物の記名について

○どんな小さな物にも、一つ一つに名前を書いて下さい。

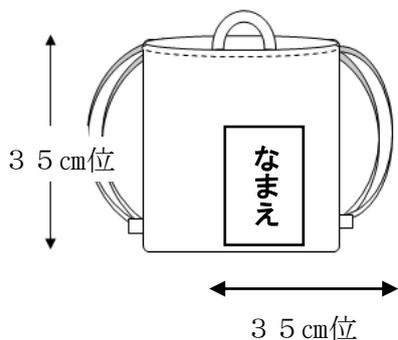
①運動着短パン：紺（男女共通）



②運動着上着：白（男女共通）

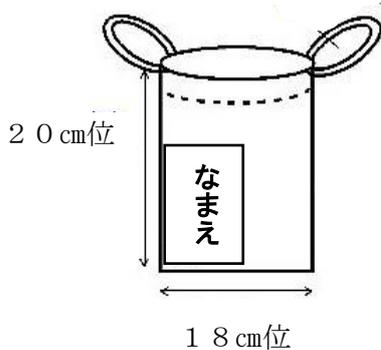


③運動着袋（布製）
{35cm×35cm位}



④給食袋（布袋×枚）

- ① 歯ブラシ・コップ用
- ② ナプキン・マスク用

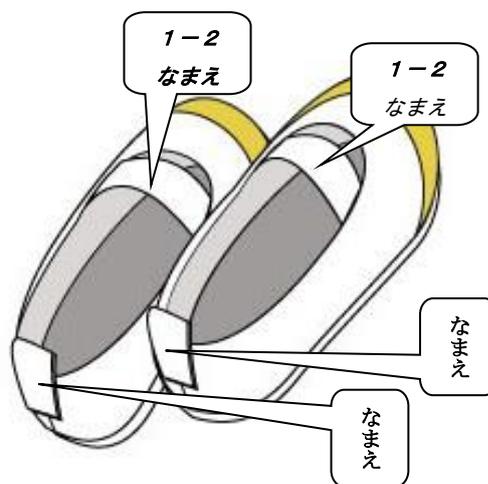


⑤防災頭巾・カバー（両方に名前）
{28cm×45cm位}



⑥給食白衣（白衣入れの袋にも）
※帽子はPTAから寄贈

⑦上履き（つま先、かかと）



⑧ふだん着
※ 上着だけでなく、着る物全てに記名してください。

⑨ハンカチ、タオル等



3. 児童の健康管理について

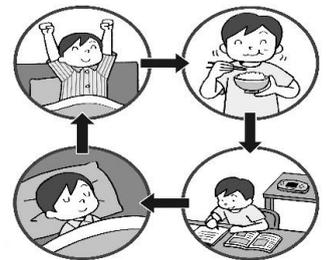
入学まであと2カ月あまりです。お子さんにとって、小学校入学は大きな環境の変化となります。心身ともに健康で安心して迎えられるように、十分なお配慮をお願いいたします。

(1) 基本的な生活習慣

「食べる」・「寝る」・「排泄する」

この3つは健康のために欠かせません。入学前により生活習慣を身につけておき、入学後も続けられるようにしてください。

- 1) 朝食は必ず食べる。
朝・昼・夜の1日3食を基本とし、栄養バランスも考えてください。特に、朝食は1日のエネルギー源となります。
- 2) 早寝早起きを心がける。
低学年児童は10時間睡眠が理想とされています。
- 3) 朝食後は必ずトイレに行く。
朝食後の排便を習慣づけるために、出なくても便器に座らせましょう。ウォシュレットがないトイレや和式トイレも1人で使えるように練習しましょう。
- 4) 洗顔・歯みがき・着替えを一人でできるようにする。
- 5) 手洗い・うがいを習慣づける。
外から帰った後や、食事前にできるようにしましょう。
- 6) 手足の爪は伸ばしすぎず、清潔にしておく。
- 7) ハンカチ・ティッシュはいつも持ち歩く。



(2) 入学後の健康管理について

- 1) 朝の健康観察
顔色や動作等いつもと様子が違う場合には、無理をして登校させずに、ご家庭で様子を見てから登校させてください。無理に登校させても学習に身が入らずに、さらに悪化させてしまうことがあります。普段とは様子が違って、登校する時は、連絡帳にてご連絡をお願いします。
特に休日の翌日は、体調不良を訴えるお子さんが多くいます。休日の過ごし方にご注意ください。外出される場合は、お子さんに合わせて計画を立て、帰宅後は十分に休ませてください。
学校をお休みする時は、電話連絡ではなく、連絡帳に記入して登校班の班長さんにお渡しください。
- 2) 健康診断結果について
健康診断の結果、指摘された疾病については早めに専門医に受診・相談してください。入学後、学校で行う定期健康診断の結果は、健康手帳・プリントでお知らせいたします。結果より受診勧告が出た場合、早めに専門医にて受診・相談してください。
- 3) 保健室利用について
保健室は、子どもたちの健康で有意義な生活のために支援を行う場です。
学校生活におけるけがや急病時に、応急手当や休養をします。ただし、保健室は病院ではありません。薬を与えたり、(ガーゼやシップの交換など)継続的な手当・治療とみなされる処置はできません。
休養しても回復が見込まれない場合や医療を要する場合などはご家庭に連絡しますのでお迎えをお願いいたします。誘拐や事故防止の観点から、体調不良などで早退する場合にはお迎えでの下校が原則です。尚、急を要する場合は、救急搬送し、同時にご家庭にも連絡いたします。できる限り、ご家庭のかかりつけ医へ搬送したいと思っておりますので、保健調査票のご記入とお子さんとの確認をお願いいたします。

緊急時の連絡先を明確に お願いします！

- * 緊急時の連絡先は必ず担任へご連絡ください。

自宅・携帯電話・勤務先・祖父母の家など

- * 連絡先・勤務先に変更があった場合は、その都度お知らせください。

(3) 独行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度について

学校管理下（登下校中・授業中・休憩時間・学校行事等）の事故が原因で医療を受けた場合、災害共済給付金が支払われます。入学時に原則全員加入となり、掛け金は全額座間市が負担しています。

1) 災害給付の基準

学校管理下で災害が発生し、医療機関で治療を受け、初診から治癒までに、保険診療点数が500点以上の場合、災害給付対象となります。

2) 災害給付手続きについて

学校内で災害が発生した場合は、ご家庭に連絡いたします。登下校中に災害が発生した場合は担任までご連絡ください。手続きに必要な書類をお渡しします。

3) 給付の方法

給付金の支払いまで2～3カ月ほどかかります。給付金は指定された保護者の口座に振り込まれます。

4) 給付金の対象にならないもの

- ・保険診療点数500点未満のもの
- ・交通事故（加害者からの賠償が優先されます。）
- ・帰宅後の事故
- ・通学路以外での事故（登下校）
- ・歯科等で保険適用されないもの
- ・差額ベッド代
など



(4) 出席停止について

学校では学校保健安全法に従い、児童が、他の人に感染する病気（インフルエンザ、水ぼうそう、おたふくかぜ等）にかかった場合、その病気が治るまで出席停止の措置をして病気が広がることを防いでいます。病気が回復して登校する際、座間市では、医師の記入した「登校許可証明書」を提出していただいております（インフルエンザの場合、医師より登校の許可が出たら保護者が記入する「インフルエンザ治ゆ届」が必要となります）。これらの用紙は学校にあります（「インフルエンザ治ゆ届」は相模が丘小学校 HP からご家庭で印刷できます）。これらの病気にかかった場合は学校へ連絡してください。

学校保健安全法施行規則の定める感染症の種類

分類	感染症の種類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る） 新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症、指定感染症及び新感染症、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎（学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで）
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 <u>※その他の感染症</u> <ul style="list-style-type: none"> 溶連菌感染症 ウィルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐・下痢症 その他（医師の指示があったもの）

※その他の感染症は座間市で定めた感染症で、医師の診断により感染すると認めたものについては出席停止扱いとなります。

参考 主な感染症の出席停止期間について

	出席停止期間	症 状
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。	高熱・頭痛・全身のだるさ・筋肉や関節の痛みなど、普通の風邪よりも症状が激しいことが特徴。ウイルスの型により症状は様々。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	コンコン・・・と何十回と咳が続き、最後に「ヒュー」と息を吸い込むのが特徴。肺炎をおこしやすい。
麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで。または、医師が感染のおそれがないと認めるまで。	高熱・鼻水・咳など風邪様の症状が続き、目が赤くなり目やにがでる。頬の内側や軟口蓋にコプリック斑という白い小斑点が出る。やがて、紅い小さな発疹が全身に出現する。肺炎・脳炎などの合併症を起こすことがある。
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	通常は両側または片側の耳下腺の腫れるが、顎下腺や舌下腺の腫脹だけの場合もある。合併症として急性髄膜炎を伴ったり、難治性の難聴の原因となることもあるので注意が必要。
風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで。または、医師が感染のおそれがないと認めるまで。	麻疹に似た症状だが、発熱軽く、発疹も2～3日で消える。脳炎や血小板減少性紫斑病などを合併することもある。
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。または、医師が感染のおそれがないと認めるまで。	数個の紅い発疹が現れ、その発疹の中心が半～1日で水泡となる。まれに、脳炎・髄膜脳炎などを合併することがある。
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。または、医師が感染のおそれがないと認めるまで。	発熱・のどの痛み・結膜の充血と浮腫が主症状。プールの水を介して流行することがある。
新型コロナウイルス感染症	陽性の場合、症状がない場合であっても14日程度経過後、医師が感染の恐れがないと認めるまで。	鼻水や咳、発熱、軽い喉の痛み、筋肉痛や体のだるさ(倦怠感)など、風邪のような症状、嗅覚・味覚障害、人によっては鼻づまりや鼻水、頭痛、痰や血痰、下痢などが生じることもあります。新型コロナウイルス感染症の初期症状はおおよそ5～7日間程度続き、重症化しなければ次第に治る。

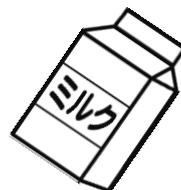


4. 給食について



(1) 学校給食のめあて

- 1) 食事についての望ましい習慣や作法を身につける。
- 2) 楽しい食事ができるよう工夫し、学校生活を豊かにする。
 - ①集団の中での正しい食事の仕方を身につける。
 - ・手洗い、食べ方、食器の扱い方、好き嫌いをしないなど、食事のマナーを身につける。
 - ②仲良く楽しく食べる。
 - ・助け合って食事の支度をし、気持ちの良い食事の場を作って、楽しい食事ができるようにする。



(2) 学校給食の内容

- 主食 ご飯を中心にコッペパン・食パン・ロールパン・米粉パン・黒パンなどのパン類・麺類を加えて変化をつけています。
- 牛乳 原則として、毎日牛乳がつきます。月に1度程度乳酸菌飲料などもつきます。
- おかず 煮物、揚げ物、汁物、炒め物、焼き物、蒸し物、和え物などをできるだけ手作りにしています。

〈栄養価〉

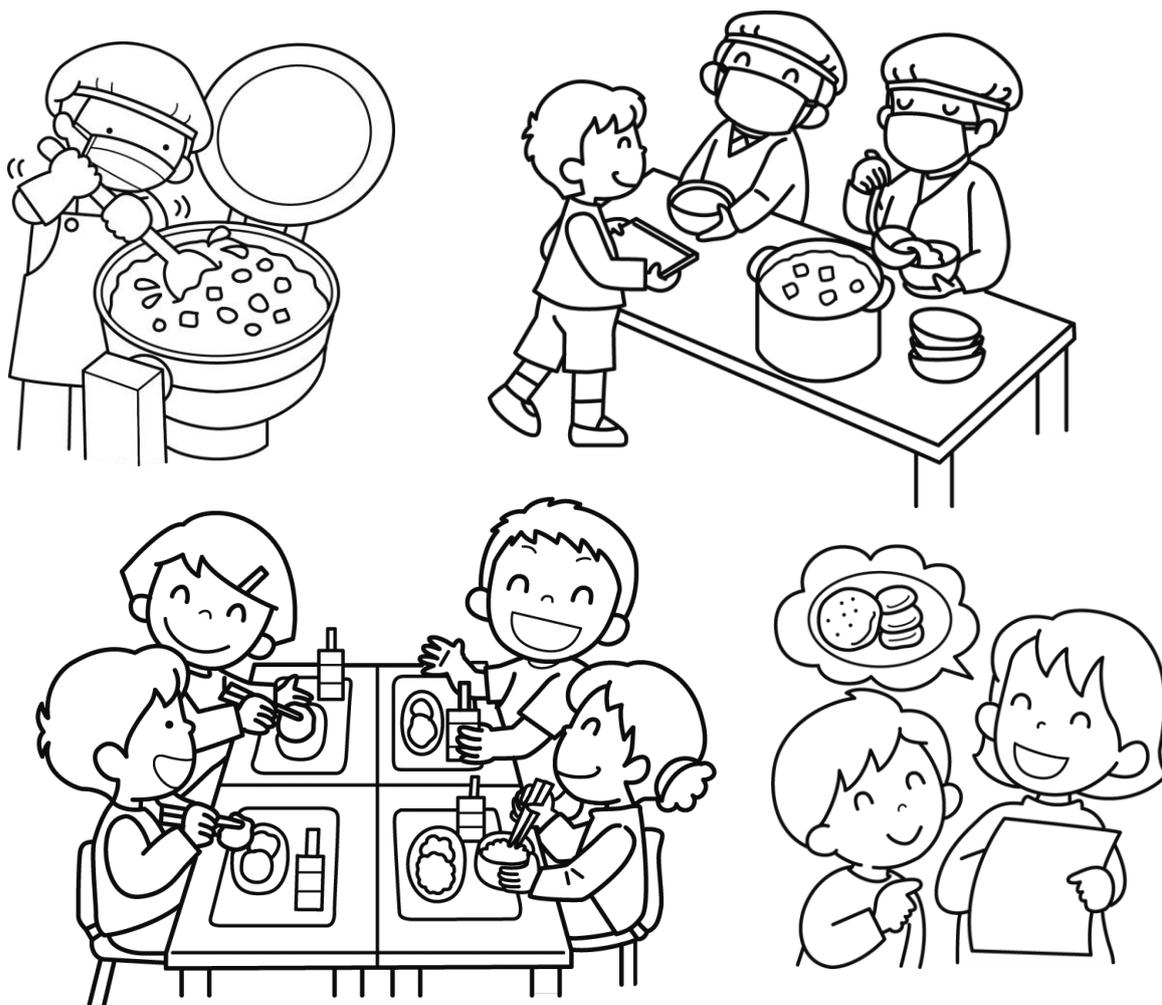
	0	50	100		0	50	100
・エネルギー	<input type="checkbox"/>			・ビタミンA	<input type="checkbox"/>		
・たんぱく質	<input type="checkbox"/>			・ビタミンB ₁	<input type="checkbox"/>		
・脂質	<input type="checkbox"/>			・ビタミンB ₂	<input type="checkbox"/>		
・カルシウム	<input type="checkbox"/>			・ビタミンC	<input type="checkbox"/>		
・鉄分	<input type="checkbox"/>						

- 〈栄養面〉
- ・成長期ということを考慮して、必要な栄養素を摂れるようにしています。
 - ・カルシウム・ビタミン類は1日の摂取量の1/2~1/3摂れるようにしています。

- 〈食品面〉
- ・いも類、海草類、野菜（淡色、緑黄色）をできるだけ使用しています。

(3) その他

- ① 学校での給食時間は20分が目安です。食事は20分以内で食べ終わるようにしましょう。
- ② 毎日朝食を食べて登校するようにしましょう。
- ③ 給食用ナプキン（1枚）・マスク・給食用帽子、給食用ハンカチは、ナプキンマスク袋に入れて毎日持ち帰り、きれいにして持ってくるようにしましょう。
- ④ 令和3年度の新1年生より給食白衣は、個人持ちになります。当番の時には、洗濯をしアイロンをかけて月曜日に持たせてください。その際、ほつれやボタンが取れていないかなどの点検をしていただき、繕い、修理をお願いいたします。
- ⑤ よい姿勢で、食事をする習慣をつけましょう。
- ⑥ 偏食は、無理をしない程度に少しずつ直す努力をしましょう。
- ⑦ スプーン・フォークと、はしを上手に使えるようにしましょう。
- ⑧ 白衣・給食用帽子・ナプキンなどのたたみ方、しまい方も上手になりましょう。
- ⑨ 果物の皮も自分でむいて食べられるようにしましょう。
- ⑩ 食物アレルギーなどのある場合は、給食が始まる前までに担任に知らせてください。



5. 給食費、就学援助制度について

(1) 給食費について

- 1) きらぼし銀行から引き落とされます。
- 2) 引き落とし日は、毎月12日と27日です。5月のみ1回目の引き落としが5月20日頃を予定しています。決まり次第学校だより等でお知らせします。(土・日、祝日に当たる時は、翌営業日となります。事前に口座の残高確認をお願いいたします。)
- 3) 給食費は月4,500円(自動引き落とし手数料55円が別途かかります。)家庭から集める給食費は、すべて食材の購入に充てます。給食を作るための光熱水費や設備費、人件費は学校設置者である座間市が負担しています。
- 4) 自動引き落としの月は、5、6、7、9、10、11、12、1、2月です。5月と2月は2か月分の9,000円になります。(別途手数料55円)(1年生の5月分は、4月の給食回数分(練習給食分含)と5月分の合計5,702円に手数料を合わせた5,757円の引き落としとなります。)
- 5) 中途転出入・学級閉鎖・長期欠席等による給食費の取り扱いについて
 - ①転入 1回分を273円とし、その月に食べる回数を徴収します。(最高限度額は4,500円)
 - ②転出 4,500円－(273円×その月に食べた回数)を払い戻します。
 - ③市内転入・転出の場合
 - ・転出校では、給食費領収書を発行します。
 - ・転入校では、1ヶ月分4,500円の給食費から、転出校の領収書の残金を、その月の給食費として徴収します。
 - ④学級閉鎖の場合
第4日目より、主食代と牛乳代の合計金額110円を払い戻します。
 - ⑤長期欠席の場合
 - ・欠席が連続7日(給食日数について)以上で、保護者による「給食停止申請書」の提出により、減らすことのできた主食代と牛乳代の110円を払い戻します。
 - ・1ヶ月を超える長期欠席の場合は、給食の停止も含め、徴収額について保護者と相談の上決定します。
 - ⑥突然の風水害等による休校の場合
 - ・返金しません。
 - ⑦その他
 - ・教育課程内における学校行事(野外体験活動、修学旅行、遠足、校外学習等)のための回数減は、返金しません。

(2) 就学援助制度について

座間市では、お子さんが等しく勉強できるように、経済的理由でお困りの方に対して学用品費や給食費などの費用の一部を援助する制度があります。

本日、お配りしましたお知らせを読んでいただき、申し込まれる場合は、提出をお願いします。

提出期間：2021年4月5日(月)～5月7日(金)

6. メール配信システム登録について

本校および教育委員会では緊急・災害時等の情報伝達手段のひとつとして、平成24年度より一斉メール配信システム【Simple Mail BBS】を導入しております。

一斉メール配信の登録に御協力をお願いいたします。

- (1) 登録対象 相模が丘小学校 保護者

- (2) 送信者 相模が丘小学校、座間市教育委員会

- (3) 送信内容（予定） ・災害時緊急連絡
 ・学級閉鎖等のお知らせ
 ・不審者情報
 ・緊急の下校時刻の変更
 ・天候などによる休校、始業時刻の変更 など

(4) 登録方法

○メール受信したい携帯電話やパソコンから保護者の方に各自登録を行っていただきます。

○相模が丘小学校に兄弟が在学中で、すでに登録済みの場合も改めて登録をお願いします。

○登録できるメールアドレスの件数は、3件までです。

○登録方法の詳細につきましては後日お知らせいたします。

(5) 個人情報について

本システムに登録していただく個人情報は次のとおりです。この目的以外に利用することはありません。また、第三者に提供することはありません。

○「学校に提出しているご自宅の電話番号」（アドレスを登録する際に本人確認を行うため）

○登録者の携帯電話またはパソコンのメールアドレス（メール送信のため）

※メールアドレスは、1家庭につき3つのアドレスまで登録できます。

○児童・生徒氏名・学年・クラス（登録者を確認するため）

(6) その他

- ・本登録は、原則中学校卒業（市内中学校への進学の場合）まで引き継がれます。
- ・卒業、転出された場合は、登録情報を全て削除いたします。
- ・ご利用料金は、無料です。ただし、メールの受信や掲示板を閲覧する場合の通信料は各個人の負担となります。

7. 1年生の登下校について

(1) 目的

交通事故などに遭わないように登校・下校の安全な体制をつくる。

(2) 登校

- 入学した翌日から、登校班での集団登校をします。登校班は、地区単位に1年生から6年生の6～10名程度の班編制で、集合場所より決められた通学路を通ります。
- 学校に着く時刻は、8：00～8：10頃とし、集合する時刻や出発する時刻は、通学路にかかる時間を考えて決めています。
- 黄色の帽子、ワッペン、ランドセルカバー、地区リボンを着用させて下さい。
- 欠席、遅刻、早退などの連絡は、緊急の場合を除き連絡帳を使用します。兄弟姉妹がいなければ、登校班長もしくは、同学年の班員に頼み、電話連絡は避けてください。
- 入学前に登校班の地区名、集合場所、集合時刻、通学路や高学年の児童などについて知っておくとよいです。
- 就学予定のお子様と一緒に学校に来て、通学路に慣れておくことをお勧めします。

(3) 下校

- 1年生は、下校が一番早く、特に4月当初は清掃や給食もなく、午前中の下校です。「学年便り」や「時間割表」で下校時刻を確認して下さい。
- 入学後に、近所の1年生数人（5～6人）で下校グループを編成して、助け合いながら下校します。
- 4月の初め2週間は、教師が通学路のコース別に所定の場所まで引率します。保護者は、所定の場所もしくは途中で引き取って下さい。
- 下校も登校と同じ道「通学路」を歩いて下校します。
- 病気または家庭の都合で早退する場合は、安全の確保のため教室まで保護者に迎えに来ていただきます。
- 児童館に行く場合は、その曜日を担任まで知らせ、その日の下校が自宅コースか児童館コースか、子どももはっきりした上で登校させてください。
- 学校へ登校してからの電話での下校コースの変更は、安全上お受けできません。下校コースを変更する場合は、必ず連絡帳で伝えるかお迎えに来てください。

相模が丘小学校の地震・風水害対応

令和2年9月

保存版

I [地震対応]

1 登校前に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

登校前に市域で震度5弱以上の地震が起こった場合には、学校は「臨時休校」になります。児童の登校を控えさせていただきます。

2 児童の在校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

(1) 原則、直ちに授業を打ち切ります。児童の初期安全を確保した後、安全な場所に避難誘導し、保護者等引取り人が学校に引き取りに来るまで学校で預かり（留め置き）ます。

(2) “市域に震度5弱以上の地震”の情報を受けて、保護者等引取り人は自主的に引き取りに向かってもありますが、学校からは念のため引き取りの依頼や保護状況等を学校メール、災害用伝言ダイヤル、学校ホームページ（以下で「学校メール等」という）及び音声電話など、可能な範囲の手段で情報発信します。

(3) 学校留め置きが長時間に及ぶ場合、飲料水は非常用飲料水貯水槽からの汲み上げ水を、食料は防災用備蓄食料（アルファ米、おかゆ等）を、また、毛布等が必要な場合は防災備蓄倉庫に保管のものを利用します。

3 児童の登下校時に市域で震度5弱以上の地震（大規模地震）が起こったとき

(1) 登校時に発生した場合には、原則として児童はそのまま登校することとし、その後は在校時の発生と同様に引き取りが行われるまで留め置きます。

(2) 下校途中の発生においては、原則として児童はそのまま下校して、あらかじめ家庭で決めた避難場所に直ちに避難することとします。地震発生時に校内に残っている児童は引き取りが行われるまで留め置きます。

4 校外学習中に震度5弱以上の地震（大規模地震）に遭遇したとき

(1) 遠足、修学旅行、連合音楽会等の行事において地震が発生した場合は、最寄りの避難所等に避難し、現地の対策本部の指示に従い行動します。

(2) 引率者は学校や市教育委員会、現地の公的機関等と連携をとりながら、適切な場所で保護者に引き渡すことを原則とします。保護者には学校メール等で引き渡し方法をお知らせします。

5 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震注意）

特別な対応はありませんが、不十分な情報により児童に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について説明するなどします。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

(1) 登下校・授業中に発表されたとき

不十分な情報により児童に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について、担任、授業担当などが説明するなどします。

教職員は、情報収集・連絡体制の確認、施設・設備の点検、児童等の安全確保、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行います。

(2) 校外学習中に発表されたとき

集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災対策推進地域内か外かの別等を事前に確認し、地震が発生した場合にどのような状況となるかを想定しておきます。

6 大規模地震にあたらぬ地震発生時の対応

(1) 大規模地震にあたらぬ地震でも、被害状況等により一斉下校させる場合があります。その際には、保護者に学校メール等で知らせます。

(2) 次のような場合は、大規模地震発生時と同様に児童の預かり、引き渡しの対応を行います。この場合にも学校メール等で保護者に引き取りを要請します。

① 自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合

② 学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童を安全に帰宅させられないと判断される場合

この誓いは、座間市の
「豊かな心を育むひまわりプラン」
の中にあります。
子どもたちの投票により決定
した誓いです。

ざまっ子八つの誓い

- 1 毎日明るく元気にあいさつをします。
- 2 家族を大切にします。
- 3 友だちを大切にします。
- 4 困っている人に手をさしのべ、優しく接します。
- 5 人の役に立つことを進んで行います。
- 6 何事にも積極的にチャレンジし、粘り強く取り組みます。
- 7 約束や決まりは、いつでもしっかり守ります。
- 8 自然を大切にし、地球に優しい生活をします。

Ⅱ [風水害対応]

1 前日に荒天（台風接近等）が予測される場合

- (1) 台風等で前日から次の日の荒天が予測される場合には、教育委員会教育指導課との協議により前日の段階で翌日の措置を判断するよう努めます。
- (2) 措置は可能であれば文書で発信し、併せて学校メール等で情報提供します。また、文書が間に合わない場合には学校メール等で保護者に伝えます。

2 前日に予想できず、登校前に座間市に「警報」が出されたとき

- (1) 座間市に朝6時以降に警報が出されている場合には、特段の連絡がなくても児童は「自宅待機」します。
- (2) その後の措置（「時間を遅らせての始業」や「臨時休業」）については、教育委員会教育指導課との協議により下した判断を学校メール等で保護者に伝えます。

3 児童の在校時に座間市に「警報」が出されたとき

- (1) 児童の在校時に「警報」等が出され、下校対策を考慮する必要がある場合には、教育委員会教育指導課との協議に基づいて次のように判断・措置します。
 - ①下校完了まで風が強くなると予測される場合には「一斉下校」とします。
 - ②下校時に風雨が強まると予測される場合には「地区別集団下校」とします。
 - ③通学路の状況等により児童だけの下校が不可能な場合には、風雨が弱まるまで学校で待機させます。待機が17時を過ぎる場合には保護者への引き渡しとします。
- (2) 措置内容については学校メール等で保護者に伝えます。

4 「警報」が出されているときの校外学習の扱い

- (1) 遠足、体験学習などは原則として延期・中止としますが、目的地に警報が出ておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、実施する場合があります。
- (2) 修学旅行は原則実施し、現地の状況に合わせて行程を調整します。ただし、交通機関や宿泊施設の使用不能など特別な場合は中止もありえます。

Ⅲ 市内に「雷注意報」が発表された場合の対応

1 児童が登校する前

- (1) 座間市内に「雷注意報」が朝6時以降に発表されている場合には、各学校で近隣校と情報共有しながら対応、できるだけ同じ対策を講じます。
- (2) 登校を遅らせる必要がある場合には速やかに、学校メール等により保護者に連絡します。

2 児童が授業中の場合

屋外での教育活動においては、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに天気の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じます。

3 児童が下校時の場合

下校時刻を変更する場合は、学校メール等で速やかに保護者と連絡をとります。また、通学路の状況等により、必要と判断した場合には、保護者等引取り人への引き渡しを行います。

IV [地震や風水害時の出欠席の扱い]

- (1) 学校が臨時休業となったときは授業日ではなくなるので、出欠席の記載はありません。
- (2) 学校が登校時刻の繰り下げや下校時刻の繰り上げをしたときは、変更された日課時間に在校した児童は通常の「出席」です。
- (3) 周辺地域の状況を見て家庭の判断で休ませた場合は「出席停止・忌引等」に当たり、出席を要しない日となります。また、登校を遅らせた場合は「遅刻」とせず「出席」扱いとなります。

V [家庭での情報の受発信]

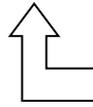
1 気象情報発表状況の確認方法

- 地上デジタル放送受信中にデータボタンを押すと、いつでも座間市の気象情報を入手できます。
- NTTの「177」では、電話をかけた時点で警報等が発表継続中であれば、冒頭で放送されます。
- 気象庁のホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>) から、防災気象情報→気象警報・注意報→地図上の神奈川県をクリックすると座間市の状況を見ることができます。

2 「災害用伝言ダイヤル」を使った学校からの情報の受け取り方法（災害時のみ利用可）

- 災害用伝言ダイヤルを聞く方法

「171」→「2」→「046-000-0000」→再生



学校の代表電話番号

3 「災害用伝言ダイヤル」を使った家庭（保護者）からの情報の発信方法（災害時のみ利用可）

- 災害用伝言ダイヤルの録音方法

「171」→「1」→「市外局番からの自宅の電話番号」→録音

- ※ 2・3の災害用伝言ダイヤルは「→」で「ガイダンス」が流れますので、それに従って再生・録音をしてください。

学校緊急事案対応について

1 Jアラートによる警報システム発令時の対応

- (1) 児童生徒が屋外にいる場合、できるだけ早く校舎内に移動させる。
- (2) 児童生徒が屋内にいる場合、または屋内に移動させた後、爆風による被害が予想されるため、窓から離れさせる。
- (3) Jアラート発令後、行政からの情報に注意し避難行動等をとる。
- (4) 保護者への連絡等、「学校における地震・風水害対応マニュアル」に定められた警報発令時の対応に準ずる。

2 座間市の児童生徒を標的とする脅迫メールが投稿された際の対応

標記メールが確認された際は、座間警察署、座間市役所市長室との連携のもと、座間市教育委員会教育指導課が脅迫メールの信ぴょう性等を判断する。

危険性が高いと判断された場合、「学校における地震・風水害対応マニュアル」に即した対応を行う。

信ぴょう性が薄い、危険性が低いと判断された場合、次の(1)から(4)の対応を実施するか否かについて、教育委員会としての原案を教育指導課長から校長会長を通して各校長に示す。

- (1) 児童生徒に対して通知を配付し、複数で登下校、不審者に遭った際の対応、警察への通報等、安全指導を行う。
- (2) 学校メールを配信し、保護者に注意喚起を促す。(ただし、配信メールの内容は、不安を扇動することのないよう脅迫メール原文を直接表現しない。)配信メールの内容については、教育指導課の原案をもとに各校が実情に応じて作成する。

原案例

「座間市の児童生徒を標的とする脅迫メールが投稿されました。市ではすでに警察と連携し対応しており、信ぴょう性は低いと判断しています。学校では念のため登下校等安全指導を行います。ご家庭でもご留意ください。」

- (3) 教職員は(可能な範囲で)登下校の見守り活動等、安全指導を行う。
(なお、見守る範囲、ポイント等は学校が事前に定めておき、期限については教育指導課と協議する)
- (4) P T A本部、青少年健全育成連絡協議会等、関係団体に情報提供し、可能な範囲での安全指導への協力を要請する。

※ 第三者により特定の個人、学校が標的とされた場合は、被害届提出等、即時警察対応

